

日本商工会議所 個人情報漏えい賠償責任保険制度について

平成16年9月
日本商工会議所

1. 個人情報保護法の概要と企業に求められる取組み

情報化の進展に伴う個人情報の利用の増大
個人情報保護に関する世界的な動向
多発する個人情報漏えい事件

平成15年5月 個人情報保護法成立

(個人情報取扱事業者の義務等は平成17年4月～)

〔様々な義務と罰則（平成17年4月～）〕

利用目的の特定、制限
適正な取得、利用目的の通知
安全管理措置
第三者提供の制限
開示、訂正、利用停止 など

義務違反の場合、主務大臣が必要に応じて、事業者に対し勧告、命令等の措置を発令。命令に従わない場合には、罰則（6月以下の懲役、または30万円以下の罰金）が課される。

〔企業に求められる取組み〕

個人情報の管理体制の構築
個人情報の適正な保管・廃棄
個人情報データベースのアクセス権設定
個人情報の適正な取得
個人情報を第三者に提供する場合の責任明確化
本人からの個人情報照会等に対する体制の整備
個人情報に関わる苦情対応体制の整備

個人情報 生存している個人に関する情報であり、氏名、性別、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの。

個人情報取扱事業者 5,000件を超える個人情報を容易に検索できる状態で所有し、事業活動に利用している事業者。紙媒体などでも、目次、索引等により容易に検索できる場合は個人情報に含まれる。大半の事業者が個人情報取扱事業者に該当する。

2.個人情報漏えい事故例

業種	顧客データ流出数	内容
製造業	約75,000件	同社サンプル商品の申込受付業務を請け負ったマーケティング代行会社から同社顧客名簿が名簿業者に流出。名簿業者には、同社以外にこの代行会社が受付業務を行っていた数社の顧客と見られる情報を含め、10万件以上の個人情報が渡っていたことから、情報が代行会社の内部から不正に持ち出された可能性がある。
コンビニ	約560,000件	同社(外部に業務委託)が発行する会員カードの顧客情報(氏名、住所、生年月日、電話番号等)が社外に漏えい。委託先のコンピュータから抜き取られた可能性が極めて高い。個人情報が漏えいした会員に対し、500円相当の金券を送付し、約3.8億円の費用が生じた。
ネット関連業	約4,600,000件	自社が運営するブロードバンドサービスの顧客情報が記録されたDVDにより、同社代理店の役員が同社を恐喝。DVDには住所、氏名、電話番号、メールアドレス等の顧客情報が記録されていた。全会員に対して500円相当の金券等送付等の対応で約40億円の費用が生じた。
金融業	約80,000件	同社が保有するクレジット会員約8万人分の個人情報(氏名、住所、職業、年収等)がDM業者2社に流出。情報システムの開発・運用委託先企業のサーバーから漏えいした疑い。同社はカスタマーセンターを設置し、情報流出に関する問い合わせに対応するほか、会員に対して1,000円の金券を送付。
百貨店	約65,000件	同店に勤務するコンピューター技師が、顧客である友の会会員名簿データ6万5千人分を無断で持ち出し、名簿業者に販売。
エステサロン	約50,000件	同社の顧客・アンケート協力者5万人分の顧客データがネット上に流出。被害者からの照会が相次ぎ、同社に対し謝罪と損害賠償を求めるための被害弁護団が設立された。

想定事故例

某社で管理している顧客データ(5万人分)を、従業員が不正に持ち出し外部業者に転売。一部の顧客から、身に覚えのない業者からのDMや電話勧誘があるとの通報があり、情報の外部漏えいが発覚した。同社は企業イメージの低下による損失を防ぐため、コンサルティング会社に緊急対応業務の委託を行うとともに、謝罪広告、お詫び状送付等の対応を迅速に行った。その後、情報を漏えいされた顧客の一部(200名)から同社に対し、執拗な電話勧誘やDMによりプライバシーを著しく侵害されたとして損害賠償請求が提起された。その結果、嫌がらせ等による実害が大きいと判断された200名に対しては、1人あたり10万円、その他の被害者に対しては1人あたり1万円の損害賠償金を支払うことになった。

損害額 5,100万円

- 損害賠償金 … (10万円 × 200人) + (1万円 × 1,800人) = 3800万円
- 弁護士費用 … 200万円
- コンサルティング費用 … 100万円
- お詫び状作成・郵送費 … 100円 × 5万人 = 500万円
- 謝罪広告費用 … 500万円

3. 日本商工会議所 個人情報漏えい賠償責任保険制度の概要

(1) 制度の目的

個人情報保護法の施行にあわせ、各地商工会議所の参加の下、「個人情報漏えい賠償責任保険制度」を、共同保険方式(中小企業PL保険制度と同様の方式)で創設する。制度加入企業には無料でリスク診断サービスを行うことにより個人情報管理体制の向上に資するとともに、万一、個人情報が漏えいした際に会員企業が被る損害賠償金、争訟費用、謝罪広告掲載費用や見舞品購入費用等を補償する。

(2) 保険の概要

補償内容

会員企業が所有、使用または管理する個人情報が漏えいし、会員企業が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金・争訟費用・求償権保全費用)

会員企業が事故解決のために要した「謝罪広告掲載費用」・「見舞金・見舞品購入費用」の費用損害

注1. 使用人の犯罪による損害および紙データによる漏えいを含む。

注2. 選択により、情報システム・ネットワークに関連する事故による損害(コンピュータ・ウィルスの感染による他人に対する損害等)を補償することが可能。

リスク診断サービス

加入者に対し、リスク診断サービス(無料)を実施し、その診断結果を「個人情報管理リスク診断書」として提供することにより、会員企業における情報管理体制の向上に資する。

< リスク診断サービスの概要 >

加入者が提出する「個人情報管理チェックリスト」は、個人情報管理体制や苦情対応など7つのリスク分類約60項目で構成。

診断結果は、総合評価、リスク分類別達成度、項目別詳細コメントから構成され、会員企業が自社の実情に応じた情報管理対策を講じる一助となることが期待される。

(4) 保険料

加入者数に応じた割引 (団体割引) 等により、個別契約よりも割安な保険料水準を設定。
保険料は会員企業ごとに、売上高、業種、個人情報の管理状況に応じて算出

(5) 商品パターン (予定)

セット名	基本てん補限度額 (賠償損害 - 基本リスク)			免責金額
	賠償損害 - 求償リスク (費用損害)	費用損害	1	
A	1,000万円	100万円	100万円	10万円
B	5,000万円	500万円	500万円	
C	1億円	1,000万円	1,000万円	
D	3億円	1,000万円	3,000万円	
E	フリープラン (基本てん補限度額3億円超) 2			

1 見舞金・見舞金購入費用は個人情報1件につき500円を限度とする。費用損害には縮小てん補割合90%が適用される。

2 フリープランの費用損害は3,000万円を限度とする。

(6) 加入手続き

本年11月1日以降、本制度に参画する損害保険会社の代理店を通じ、加入手続きを行う (保険開始は平成17年3月1日。ただし、中途加入も可能)

パンフレット等については、10月末頃に代理店等を通じてご案内いたします。